

会計検査院規則第七号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 各局に共通する検査手法の開発及び検査事務の合理化に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p>第六条の三 上席企画調査官は、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 会計検査に関する中長期的な企画に関すること</p> <p><u>二 各局に共通する検査手法の開発及び検査事務の合理化に関すること</u></p> <p><u>三</u> 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の庶務に関すること</p> <p><u>四</u> その他特に命ぜられた事項に関すること</p>	<p>第六条の三 （同左）</p> <p>一 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p><u>二</u> （同左）</p> <p><u>三</u> （同左）</p>